

自然保護

I 自然環境

1 生物の分布

フォッサマグナのような陥没やその後の隆起、火山噴火などの地史は、そこで生息・生育する生物の種分化などにも大きな影響を与えます。本市はフォッサマグナの西端にあたり、日本の植物区系でいう「フォッサマグナ地区」と「ソハヤキ地区」の両地区の植物がみられる特徴的な地域です。

フォッサマグナ地区を代表する植物としてはマメザクラ、ソハヤキ地区を代表する植物としてはモチツツジなどが確認されています。

【資料：富士市の自然ガイドブック（平成5年12月）富士市教育委員会】



南九州の「襲」、速吸瀬戸の「速」、紀伊の「紀」の3文字からソハヤキ地区という。フォッサマグナ地区ができる前に西南日本の太平洋側に広く分布していた植物群。

【資料：日本の植物区系（1977年）に加筆】

図—1 フォッサマグナ地区とソハヤキ地区

(1) 植物の分布

富士川が分布西限となっている植物にはハコネコメツツジなどがあります。一方、富士川が分布東限となっている植物にはサツキなどがあります。

このほか、隔離分布をしているモクレイシは岩本山の富士川沿いに見ることができますが、それ以東の分布は伊豆半島まで途切れています。



写真—1 サツキ

(2) 動物の分布

富士川はいくつかの動物の分布の境界にもなっています。例えば、爬虫類のヒガシニホントカゲとオカダトカゲはどちらも本市で確認されていますが、ヒガシニホントカゲは富士川を境に西側に生息しており、オカダトカゲは富士川の東側に生息しています。

また、魚類のカワヨシノボリは県内では西部から中部にかけて生息していますが、その分布の東限は富士川となっています。

【資料：まもりたい静岡県の野生生物動物編（2004年）】



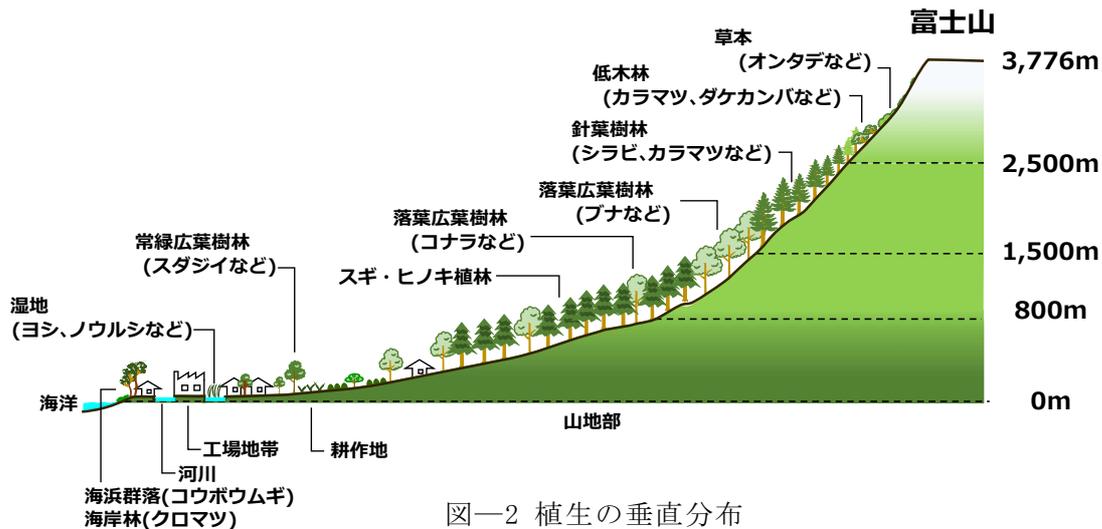
写真—2 富士川

2 生物の植生・生育

(1) 植物

駿河湾海際の標高約 0m のコウボウムギ群落などの海岸植生から、独立峰の富士山でしか見ることのできない独自の高山植生まで、垂直的な植生の変化を連続して見ることができます。

海岸部にはコウボウムギ群落やクロマツ植林などの海岸植生が成立しています。標高 200m 以下は特に土地の改変が進み、工場立地や宅地化が進んでいます。低地の主要な植生であるスダジイやアラカシなどの常緑広葉樹林、コナラやクリなどの落葉広葉樹林は標高 800m まで分布し、それ以上になるとブナなどによる落葉広葉樹林に変わります。スギ・ヒノキ植林は標高 100m 付近から 1,250m 付近まで、広範囲に分布しています。



図—2 植生の垂直分布

(2) 動物

山間地を中心にサル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ等が生息しています。また、富士山周辺のツキノワグマ及び愛鷹山周辺のニホンザルは、静岡県版レッドデータブックにおいて「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されています。更に、国の指定天然記念物であるニホンカモシカも愛鷹山や富士川右岸の山地にて、時折、その姿を確認されています。

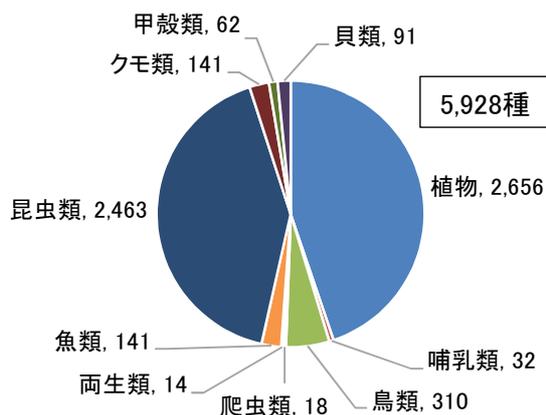
野鳥は富士川河口周辺が最も多く観察されています。夏を前にコアジサシやツバメ、冬季にはカモ、カイツブリなどの水鳥を中心にカモメ、シギ、セキレイ等の渡り鳥たちが確認されています。丘陵地帯では丸火自然公園を中心にウグイス、ウソ、マヒワ、ツグミ、シジュウカラ、メジロなどが見られます。

また、丸火自然公園、野田山健康緑地公園周辺にモリアオガエル、愛鷹山系には固有種であるハコネサンショウウオなども生息しています。

3 確認された生物

資料調査の結果や「富士市自然環境マップ」(2006(平成18)～2012(平成24)年度)の現地調査の結果などによると、今までに本市で確認された生物は、植物が2,656種、動物が3,272種、合計で5,928種が確認されています。

市全域を対象とした詳しい調査は行われていないため、実際にはこれ以上の種の生物が市内に生息・生育しているものと考えられます。また、調査データは古いものも多いという課題もあります。



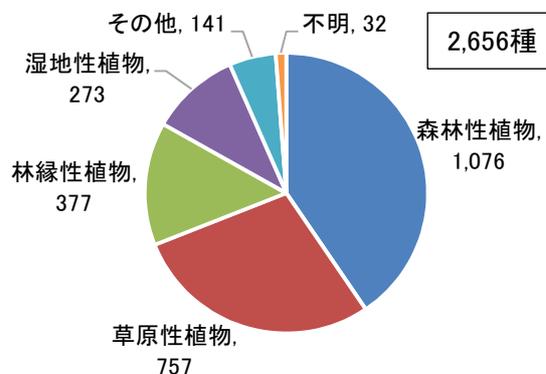
図一 3 確認種数の内訳
※種数は亜種を含み、植物は変種及び一部の品種、雑種を含む。

(1) 植物相の概要

確認された植物(シダ植物以上の維管束植物:変種、品種、雑種を含む)は2,656種です。品種などの扱いが異なるため単純な比較はできませんが、「静岡県野生生物目録」(2006)で記録されている県内4,064種の半数以上の種が本市に分布していることになります。

確認された植物を生育環境別に区分すると、森林性植物、草原性植物などが多いことが分かります。

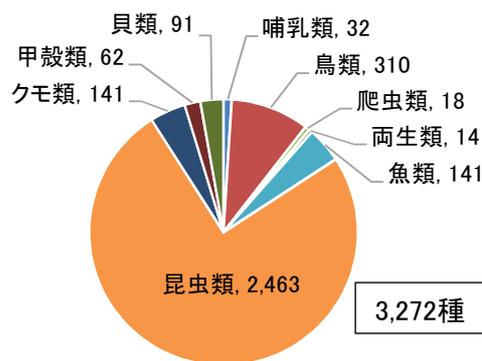
日本固有種も多く、620種が確認されていますが、これは確認種の23%に相当します。



図一 4 確認種数の内訳(植物)

(2) 動物相の概要

確認された動物は3,272種になります。しかし、クモ類や甲殻類など無脊椎動物の多くの分類群や、海域の動物については調査が十分にされているとはいえないため、実際にはもっと多くの種類の動物が生息していると考えられます。



図一 5 確認種数の内訳(動物)

4 絶滅のおそれのある種と重要種

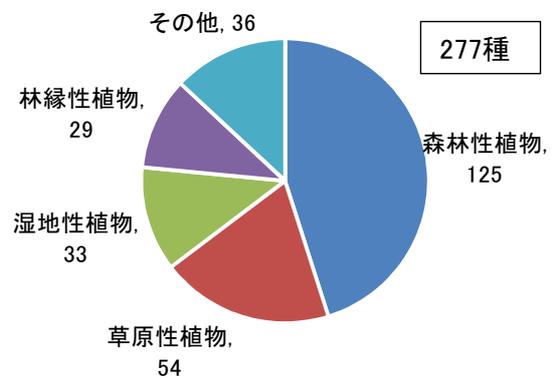
2017（平成 29）年度に静岡県が公表した「静岡県版レッドリスト 2017」（改訂レッドデータブックは動物が 2018 年度公表、植物が 2019 年度公表）で絶滅のおそれがあるとしてリストアップされている種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）のうち、本市で確認されているのは植物が 163 種、動物が 74 種です。

また、絶滅のおそれがある種に加えて、すでに絶滅してしまった種、まだ絶滅のおそれはないものの減少傾向にある種、要注目種など静岡県版レッドリストに掲載されている種、環境省のレッドリストに掲載されている種、文化財保護法や種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）で指定されている種などを含めた「重要種」は、植物が 277 種、動物が 215 種、合計 492 種が確認されています。

（1）植物の重要種 277 種の内訳

植物の重要種は合計 277 種でした。の中には、植物地理学上重要なムラサキツリガネツツジ、ヒトツバショウマ、コイワザクラなど 28 種のフォッサマグナ要素の植物が含まれるほか、スルガイノデ、アイコハチジョウシダなど 95 種の日本固有種が含まれています。

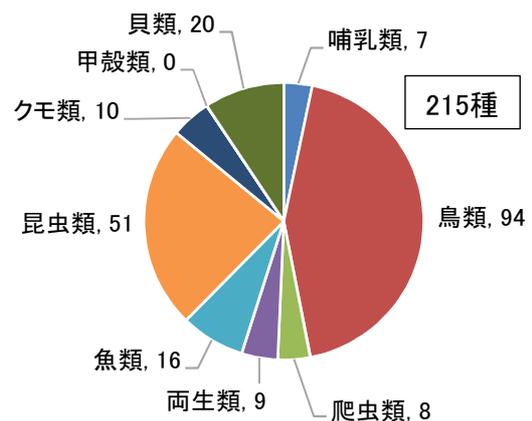
これらの多くは森林・草原・湿地・林縁環境を主な生育環境とする植物であるとともに、標高 800m 前後の暖温帯から冷温帯を分布の中心に持つ種が多いことが分かりました。



図－6 植物の重要種

（2）動物の重要種 215 種の内訳

動物の重要種は合計 215 種でした。鳥類(94 種)が最も多く、次いで昆虫類(51 種)、貝類(20 種)、魚類(16 種)などが多くなりました。このうち、昆虫類のチャマダラセセリ、オオウラギンヒョウモン、シルビアシジミ、貝類のカタヤマガイの 4 種は、「まもりたい静岡県の野生生物 2019-改訂版 静岡県レッドデータブック（動物編）-」ではすでに絶滅した種となります。



図－7 動物の重要種

II 自然保護施策

1 富士山が育む豊かな水循環の保全と創造

(1) 富士山麓ブナ林創造事業

富士山麓のブナ林は、良好な自然環境を形成するとともに、水源涵養などの多様な機能を果たしており、そこに住む人々に多大な恵みを与えてくれます。

かけがえのない財産である富士山麓の貴重な自然を適正に保全し、後世に継承していくため、平成6年度より市民参加により広葉樹を植栽する富士山麓ブナ林創造事業を実施しています。植栽する苗木は、富士山の自生種（ブナ、ヒメシャラ、ケヤキなど）を選定し、植栽作業を通じて育成管理の大切さを学ぶことで、自然保護や環境保全の普及啓発を図っています。（過去の植栽箇所は、次ページに掲載）

第29回目にあたる令和4年度は、一般参加者による植栽イベントを10,000㎡の面積に、2,200本の苗木を植栽しました。（写真-3）

樹種は、ブナ、ヒメシャラ、イロハモミジ、ケヤキ、コナラ、ヤマボウシ、フジザクラです。

これまでに、延べ12,960名が参加し、200,832㎡の面積に38,740本の苗木を植栽しました。第1回（平成6年度）に植えた木の樹高は、既に8～12mほどあり、幹周りも40～60cm程に成長しています。（写真-4）

第1～9回は国有林、第10～12回は富士山こどもの国、第13～29回は市有林伐採跡地に場所を移して実施しています。

また、シカによる食害を防ぐ防護柵を設置し、植栽後は周囲の下草に日照を遮られてしまうため、植栽から数年の間、下草刈りを行い、植栽木の保護育成に努めています。令和4年度は、植栽後の生育状況を考慮して、第24～28回（平成29～令和3年度）の植栽地の下草刈りを実施しました。（写真-5）

この他、富士山麓に生育するブナ等の広葉樹林や本事業で植栽した樹木の生育状況を知ってもらうため、平成19年度から富士山ブナ林自然観察会を実施しています。（写真-6）

令和4年度は、富士市環境アドバイザーを迎え、31名が参加しました。



写真-3 植栽の様子



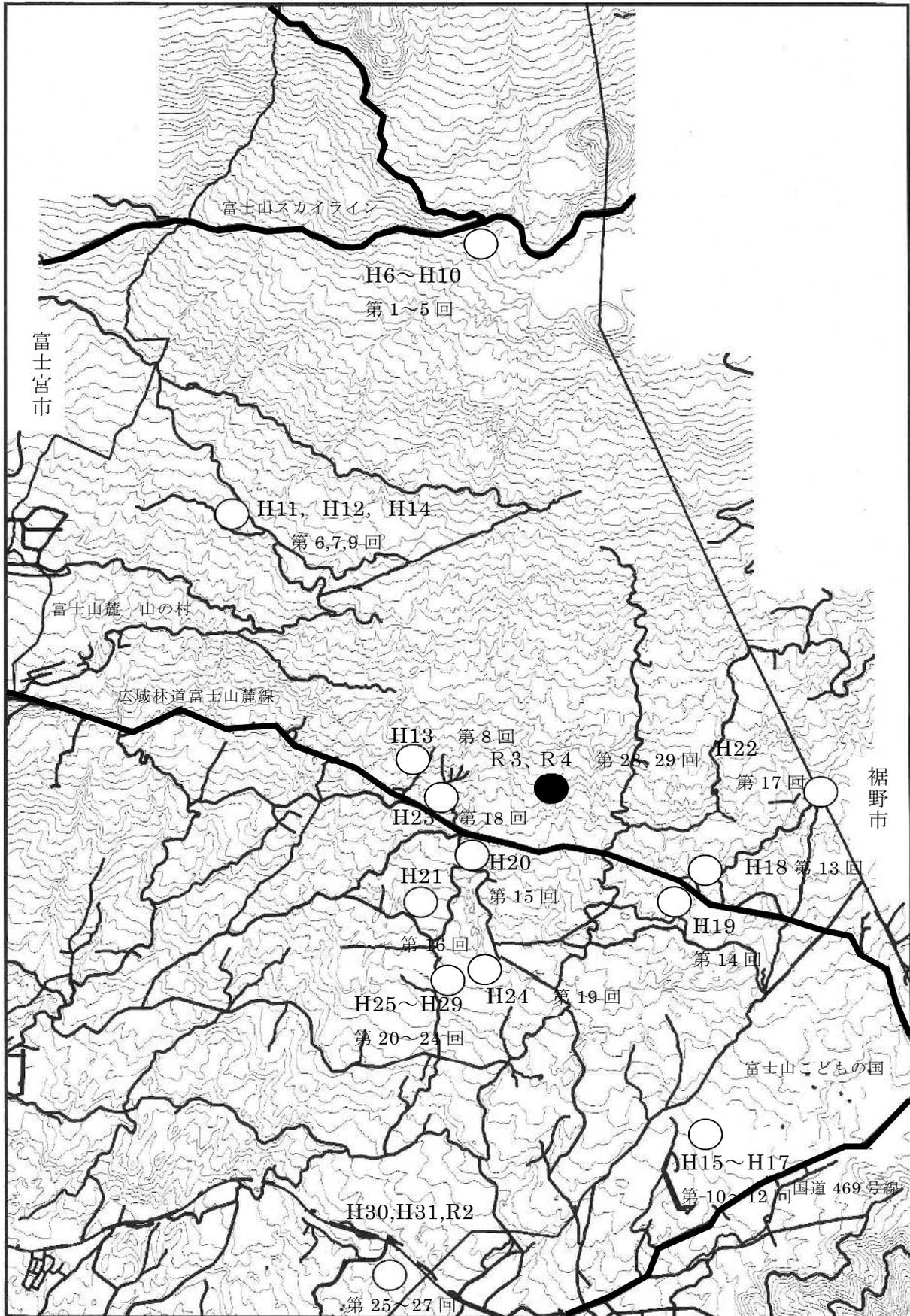
写真-4 平成6年度植栽箇所



写真-5 下草刈り後の植栽地



写真-6 富士山ブナ林自然観察会



図一 8 富士山麓ブナ林創造事業植栽地

(2) 国立公園

富士箱根伊豆国立公園には、富士五湖を含む富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、そして伊豆七島のほぼ全てが範囲となっている伊豆諸島地域があります。このうち本市は、富士山地域に含まれており、2,494ha（本市面積の約10.2%）が国立公園区域として指定されています。

本市では自然公園法に基づき、公園内における工作物の建築や土石の採取などを行う場合に必要となる許可・届出申請の受付を行っています。学術目的での植物や土石の採取などが申請されています。

また、静岡県自然環境保全条例に基づき、愛鷹山麓に指定されている自然環境保全地域内における工作物の建築などを行う場合に必要となる許可・届出申請の受付を行っています。

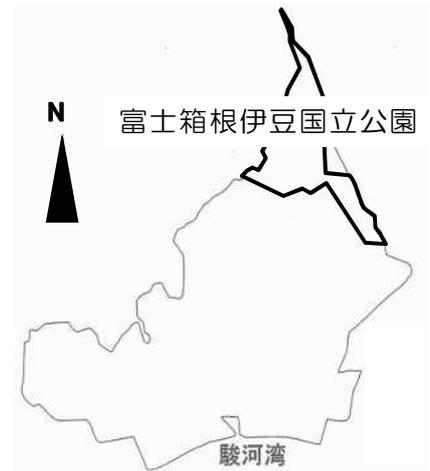


図-9 国立公園区域(太枠内)

表-1 自然公園法等の申請等の実績

法令	令和4年度 件数
自然公園法	10
静岡県自然環境保全条例	2

2 身近な自然の保全

(1) 浮島ヶ原自然公園自然観察会

浮島ヶ原自然公園は、貴重な湿生植物を保護し、浮島ヶ原固有の景観を保全するために、平成22年度に全面開園しました。ここには、全国的に貴重で、絶滅危惧IB類に指定されているサワトラノオ（写真-8）が自生しており、県内ではこの公園でしか見ることができません。

この自然観察会は、平成24年度から浮島ヶ原自然公園において、毎年、サワトラノオの開花時期に合わせ、5月頃実施しています。平成27年4月にサワトラノオが市の天然記念物に指定されたことを受け、より多くの市民に自然の楽しさや大切さを理解してもらうことを目的に、富士市環境アドバイザーを講師に、自然観察や自然素材のクラフト作り等の体験活動ができる自由参加型のイベントとして実施しています。



写真-7 自然遊びを楽しむ参加者



写真-8 サワトラノオ

(2) 里山体験講座

里山とは、奥山と都市（市街地）の中間に存在し、集落とその周辺にあるコナラ・クヌギ等の二次林、農地、ため池、草原などで構成される地域のことです。市内に存在していた里山は開発等により、年々少なくなっています。

この講座は、市内に点在する里山（雑木林）を啓発の場、環境教育の場として利用し、土地所有者等と協力して、生物の大切さや里山の重要性について家族で認識を高めてもらうことを目的に、平成 19 年度から実施しています。

平成 19～21 年度は天間地区、平成 22 年度は旧常葉大学富士キャンパス、平成 23 年度からは富士川地区で実施しています。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になりました。参加申込数は 85 名（小学生とその家族）でした。講座では、川でのサワガニとりやリバートレッキング、里でのクラフト体験を通して、里山について理解を深めていただくことを企画していました。



写真-9 サワガニとりをする参加者

(3) ふるさとの森づくり事業

本市では、近年失われつつある「ふるさとの森」を後世に残していくために、「ふるさとの森づくり事業」を行っています。この事業は、昭和 55 年度に始まり、指定の基準を設けて神社等の樹林・樹木の保護指定をするとともに、維持管理の支援をしています。

令和 4 年度は 100 箇所の樹林・樹木を保護指定しており、保護指定数は保護樹林 59 箇所（総面積 135,574 m²）、保護樹木 41 箇所（総数 95 本）となっています。

(4) 自然巡視員事業

市民と協働して自然環境の保全に関する施策を推進するため、11 名の自然巡視員を委嘱しています。

各自然巡視員は、市職員では目の届きにくい山間部、市街地、海岸部等の自然について、毎月 1 回巡視活動を行い、市に報告をします。自然環境の状況について周知するため、報告の一部を、ウェブサイト上で公開しています。

表-2 自然環境マップ整備事業
調査対象種(12 分類 190 種)

(5) 自然環境マップ整備事業

平成 18～24 年度にかけて、本市の自然環境の現状を把握するため、市域の動植物のうち環境指標的な種から選定した動植物（12 分類 190 種及び貴重種）の生育・生息状況の調査を実施しました。

この調査結果は、自然環境保全に対する意識の向上を図るため、ウェブサイト上で公開（希少種の一部は除く。）しています。

平成 25 年度からは、富士市自然環境マップを環境教育、環境行政に活用してもらうため、周知に努めています。

分類	種数	分類	種数
地衣類	13 種	甲殻類	8 種
哺乳類	5 種	昆虫類	
両生類	8 種	甲虫	5 種
クモ類	3 種	ハチ	8 種
水生植物	16 種	チョウ	10 種
鳥類	10 種	水生昆虫	5 種
淡水魚類	11 種	ホタル	3 種
貝類	5 種	トンボ	12 種
植物	50 種	セミ	8 種
爬虫類	10 種		51 種

●外来種について

外来種とは、もともとその地域に生息していなかったにも関わらず、人間の活動によって他の地域から入ってきた動物や植物のことを指します。例えば、ワニガメ（写真－11）やアメリカザリガニ、そして、四つ葉のクローバーで知られるシロツメクサなどが該当します。

特に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき、生態系等へ被害を及ぼす危険性があるものとして指定された動植物を特定外来生物といいます。外来生物法は、特定外来生物による生態系、人の生命及び身体、農林水産業への被害を防止することを目的としており、これまでにオオキンケイギク（写真－10）など156種類の特定外来生物が指定されています。（令和3年8月13日最終更新）

市内では、アライグマ、ウシガエル、オオキンケイギクなど16種が確認されています。

（渡り鳥や、海流によって移動してくる魚や植物の種など自然の力で移動してくるものは外来種にあたりません。）

外来種被害予防3原則

- 1 **入れない** ～悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」
- 2 **捨てない** ～飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させない）。
- 3 **拡げない** ～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさない）。

※特定外来生物においては、このほか飼育、譲渡、運搬等が禁止されています。



写真－10 オオキンケイギク
（特定外来生物）

●生態系被害外来種リスト

生物多様性国家戦略 2012-2020 における、愛知目標の達成に向けた我が国の主要な行動目標として、生態系被害外来種リスト作成が掲げられました。これにより、平成27年3月、生物多様性の保全及び愛知目標の達成を目指すとともに、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、生態系被害外来種リストが策定されました。

生態系被害外来種リストのポイント

- ・侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種を選定しています。
- ・外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象以外の外来種も幅広く選定しています。
- ・国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種も対象としています。（出典：環境省ウェブサイト）



写真－11 ワニガメ(定着予防外来種)

3 鳥獣保護

(1) 鳥獣保護区等

鳥獣保護区とは、狩猟が禁止されている地域です。この地域内では、鳥獣の捕獲が禁止されていますが、生活環境等への被害を防止するための被害防止目的捕獲は可能とされています。

特別保護地区とは、鳥獣保護区内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、特に必要であると認められる区域です。鳥獣の捕獲のほか、工作物の新築、水面の埋め立て、木竹の伐採などの行為についても規制があります。本市では、富士山南鳥獣保護区内に富士山南鳥獣保護区特別保護地区が指定されています。

また、特定猟具(銃)使用禁止区域とは、銃器(空気銃や装薬銃)を使用して狩猟鳥獣を捕獲する場合の危険の防止、又は区域内の静穏を保持するために銃猟の禁止をしている区域で、浮島沼地域が指定されています。

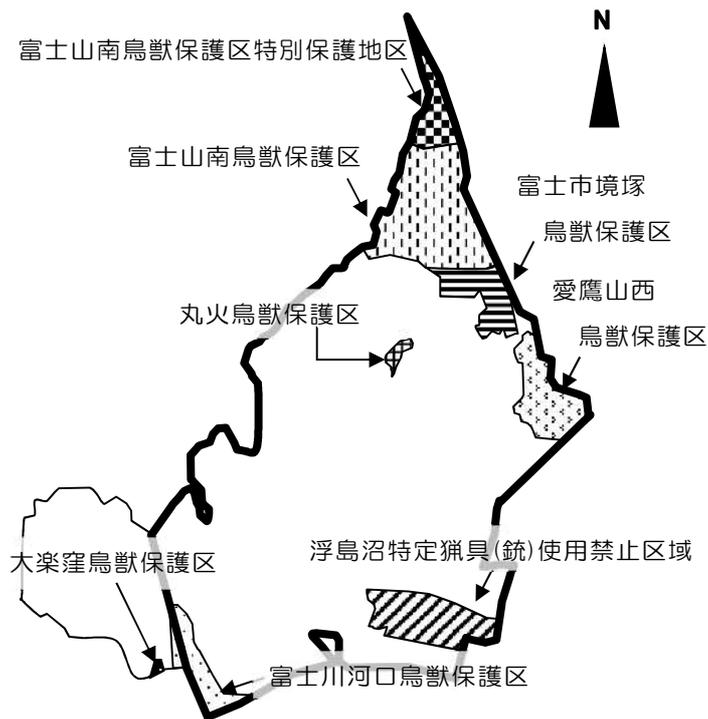


図-10 鳥獣保護区等指定区域

本市には、鳥獣保護区が6箇所、特別保護地区、特定猟具(銃)使用禁止区域がそれぞれ1箇所あり、その全域がメスキジ、メスマドリの捕獲禁止区域に指定されています。

保護区・禁止区域	面積(全体)	指定期間	関係市町
富士山南鳥獣保護区特別保護地区 (富士山南鳥獣保護区内)	4,331ha	～令和5年10月31日	富士市 他3市1町
富士山南鳥獣保護区	12,440ha	～令和5年10月31日	富士市 他3市1町
富士市境塚鳥獣保護区	413ha	～令和13年10月31日	富士市
丸火鳥獣保護区	76ha	～令和14年10月31日	富士市
愛鷹山西鳥獣保護区	510ha	～令和14年10月31日	富士市
富士川河口鳥獣保護区	556ha	～令和11年10月31日	富士市 他1市
大楽窪鳥獣保護区	43ha	～令和9年10月31日	富士市 他1市
浮島沼特定猟具(銃)使用禁止区域	1,012ha	～令和11年10月31日	富士市

表-3 鳥獣保護区等の面積及び指定期間・関係市町

(2) 被害防止目的捕獲

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき鳥獣の適正管理を行うため、農作物等に被害を及ぼす鳥獣に対して捕獲を許可しています。本市が許可権限をもっている鳥獣は、ニホンジカ、イノシシ、カラスなど 23 種類（鳥類の雛及び卵を除く。）となっており、令和 4 年度は 40 件の申請を許可しました。本市では主にニホンジカやイノシシの被害防止目的捕獲が行われています。

種 類	ニホンジカ	イノシシ	カラス	ドバト	アライグマ
捕獲数	132	63	53	173	12
種 類	ハクビシン	ムクドリ	タヌキ	サル	ヒヨドリ
捕獲数	8	0	1	12	1

表－4 被害防止目的捕獲の実績

(3) 鳥獣飼養登録

鳥獣保護管理法において、鳥獣及び鳥類の卵は捕獲等又は採取等はしてはならないとされています。メジロに限り飼養を目的とした捕獲が認められていましたが、鳥獣保護法（当時）に基づく国（環境省）の基本指針の見直しに伴い、平成 24 年 4 月 1 日から、メジロを新たに捕獲することは禁止されています。

平成 23 年度までに飼養登録されたメジロに関しては、その個体に限り毎年の更新手続を行うことで、引き続き飼養できることとなっており、令和 4 年度末時点で 1 件の飼養登録があります。

●ニホンジカの管理捕獲について

ニホンジカは、明治から昭和初期にかけて全国で乱獲され、個体数の減少、分布域の縮小といった危機的な状態であったため、長年にわたり、メスの非狩猟獣化やオスの捕獲頭数制限などの保護政策がとられてきました。

しかし、ニホンジカの保護政策や、生息環境である森林の急激な人工林化にニホンジカが適応できたことで、近年では、その個体数を増やし、分布域も拡大しています。

本市を含め、全国的に見ても、ニホンジカの個体数は増加傾向にあり、そのためにスギ、ヒノキ等の枝葉の食害、シイタケ原木林の萌芽枝の食害、果樹やイネの食害などニホンジカによる農林業被害は多岐にわたります。

静岡県は、富士山南麓においても、ニホンジカの科学的・計画的な保護管理を推進し、農林業被害の軽減、生態系の劣化の防止、生物多様性の保全を図ることを目的として、ニホンジカにおける特定鳥獣管理計画を策定し、積極的な捕獲（管理捕獲）を行っています。

現在、第 5 期計画（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）を実施しています。



写真－12 ニホンジカ

4 生物多様性の保全

(1) 「生物多様性ふじ戦略（以下「戦略）」のねらい

本市は、南に駿河湾、北に標高 3,000m を超える富士山の山頂近くまでを擁しており、東には愛鷹山、浮島ヶ原、西には富士川があります。このような変化に富んだ豊かな自然環境は、多くの生物を育み、さらに私たちの暮らしに食料や水などを供給し、災害を防止するなど多くのめぐみをもたらしてくれています。しかし、人の活動やそれに伴う地球温暖化などの影響を受け、そこに成り立っている生物多様性も失われつつあります。

生物多様性を将来にわたって保全していくためには、大気環境や水環境の保全、地域の生態系に配慮した産業活動、希少種の保護や外来種の拡散防止、過剰に増加した野生鳥獣の管理、里地里山を保全する担い手の育成、教育や活動体験を通じた啓発など、取り組むべき課題は多岐にわたります。

生物多様性に関わる課題の解決に向けては、課題が多岐にわたるため市の組織も横断的に対応する必要があります。また、市民や事業者などの個別の取組だけでなく、生物多様性に対する認識を共有し、互いに連携・協働した取組も必要となります。そこで、本戦略では、長期的には 2050 年における本市の生物多様性の将来像を展望しつつ、短期的には 2030 年までの総合的かつ計画的に講ずべき施策や行動計画を定め、それらを推進していくことにより、将来の世代に豊かな生物多様性を引き継いでいくことをねらいとしています。

(2) 策定の経過

本戦略は、富士市環境審議会の下に設置した生物多様性地域戦略策定部会（以下「策定部会」と、市役所庁内で組織する庁内検討会議を主な検討組織として策定を進めました。検討内容について、環境審議会及び環境政策推進委員会において、定期的に報告を行い、最終的に環境審議会から答申を受け、パブリックコメント制度による意見募集を経て公表しました。

2018 年度（平成 30 年度）		
項目	内容	回数
富士市環境審議会	生物多様性地域戦略策定についての諮問 策定部会設置についての審議及び戦略案の中間報告	2 回
富士市環境政策推進委員会	戦略の策定、戦略の概要について報告 戦略策定について中間報告	2 回
庁内検討会議、策定部会	戦略の策定、戦略の概要について説明 生物多様性の現状と課題について検討	2 回
2019 年度（令和元年度）		
項目	内容	回数
富士市環境審議会	戦略案について審議及び生物多様性地域戦略策定について答申	2 回
富士市環境政策推進委員会	戦略案について報告	2 回
庁内検討会議、策定部会	将来像・目標・施策・進行管理について検討 戦略案作成	3 回
戦略案について、パブリックコメント制度による意見募集 意見募集後、令和 2 年 3 月に「生物多様性ふじ戦略」公表		

(3) 戦略の概要

本戦略では、生物多様性を将来の世代に引き継ぐため、将来像（2050年における富士市の姿）、2030年までの目標及び基本方針について以下のとおり定めました。基本方針の中には9つの行動方針、19の取組項目を掲げています。基本方針ごと特に重点的に実施していく取組として「重点プロジェクト」を設定しています。

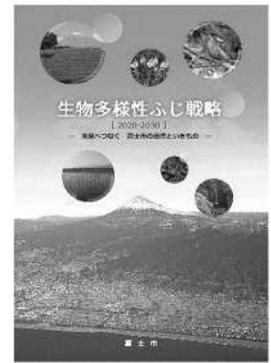


写真-13 生物多様性ふじ戦略

○将来像「いきものと深くつながり、めぐみあふれるまち ふじ」

○2030年までの目標「生物多様性への理解の浸透と未来へつなぐ取組みの推進」

<p>基本方針 1</p>	<p>多様な生物について知る</p> <p>多様な生物や生態系をまもり、生物多様性に配慮した社会づくりに向け、市民協働による生物調査の実施や情報収集を進めることによって市内の生物について知り、情報を蓄積していきます。</p>	
<p>基本方針 2</p>	<p>多様な生物や生態系をまもる</p> <p>重要種の保護・保全、外来種の防除、野生鳥獣との共存を図るとともに、各生態系の特性に応じた保全・再生の方策を講じていくことにより、多様な生物・生態系をまもります。</p>	
<p>基本方針 3</p>	<p>生物多様性に配慮した社会をつくる</p> <p>有害化学物質など環境への負荷を低減するとともに、生物多様性に関する人材育成や啓発を進めるなど、生物多様性に配慮した社会を目指します。</p>	

写真-14 自然観察

写真-15 富士山麓ブナ林創造事業

写真-16 環境アドバイザー

【重点プロジェクト】

<p>重点プロジェクト 1</p>	<p>いきもの調査プロジェクト</p> <p>市民や市民団体と連携し、「いきもの調査」を実施します。毎年、指標種を選定して調査を実施し、結果を市ウェブサイトなどで公表します。</p>
<p>重点プロジェクト 2</p>	<p>生態系保全プロジェクト</p> <p>富士山及び浮島ヶ原での外来種の駆除を行います。富士海岸においては、重要種であるアカウミガメの産卵場所の巡視や海岸清掃を行います。</p>
<p>重点プロジェクト 3</p>	<p>生物多様性啓発プロジェクト</p> <p>生物多様性の認知度向上を目的に、生物多様性シンポジウムなどの啓発事業を実施するとともに、「富士市生物多様性サポーター登録制度」を推進します。</p>

(4) 重点プロジェクト実施結果

重点プロジェクト1：いきもの調査プロジェクト

事業名	富士市いきもの調査		
事業概要	市民参加によるいきもの調査（7月1日～10月31日）の実施		
管理指標	市民参加によるいきもの調査報告数		
年度計画	300件	年度実績	246件
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いきもの調査ハンドブックを3500部作成し、市内全小学校5年生へ配布したほか、公共施設等へ配布。 ・市民からの報告をとりまとめ、いきものマップを作成し、市ウェブサイトへ公表しました。 		



写真-17 いきもの調査ハンドブック

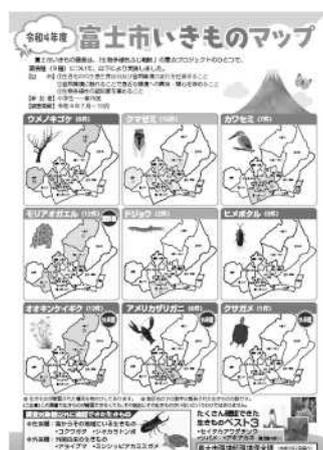


写真-18 いきものマップ

重点プロジェクト2：生態系保全プロジェクト

事業名	外来植物駆除事業（富士山）		
事業概要	・富士山麓における外来種防除活動の実施		
管理指標	富士山麓における外来種防除参加人数		
年度計画	30名	年度実績	34名
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・7/3 富士山麓において、外来植物駆除を実施しました。 ・丸火自然公園及び富士山麓ブナ林創造事業植栽地の自然観察を実施しました。 		

【当日の様子】



写真-19 外来植物駆除



写真-20 自然観察

重点プロジェクト2：生態系保全プロジェクト

事業名	外来植物駆除事業（浮島）		
事業概要	・浮島ヶ原自然公園における外来種防除活動の実施		
管理指標	外来種防除参加人数		
年度計画	30名	年度実績	20名
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・11/12 浮島ヶ原自然公園において、外来植物駆除作戦を実施しました。 ・外来植物を利用した草木染め体験を実施しました。 		

【当日の様子】



写真－21 外来植物駆除



写真－22 草木染め体験

重点プロジェクト2：生態系保全プロジェクト

事業名	海岸美化作戦事業		
事業概要	・海洋ごみ対策の実施		
管理指標	海岸美化作戦参加人数		
年度計画	40名	年度実績	32名
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・5/29 富士海岸（中柏原新田）において、海岸美化作戦を実施しました。 ごみを回収した後、環境アドバイザーによる講話を行いました。 		

【当日の様子】



写真－23 海岸清掃



写真－24 環境アドバイザーの講話

重点プロジェクト3：生物多様性啓発プロジェクト

事業名	環境アドバイザー制度		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アドバイザーの活用 ・生物多様性に関する普及啓発の実施 		
管理指標	環境アドバイザーの派遣により開催される講座等の受講者数（自然環境分野のみ）		
年度計画	5,400人	年度実績	3,133人
取組内容	・自然観察会の開催にあたって、環境アドバイザーの派遣を行いました。		

重点プロジェクト3：生物多様性啓発プロジェクト

事業名	富士市生物多様性サポーター登録制度		
事業概要	・富士市生物多様性サポーター登録制度の推進		
管理指標	富士市生物多様性サポーター登録制度登録件数		
年度計画	延べ41件	年度実績	47人（個人）+3団体（法人等）
取組内容	・サポーター登録制度を推進するため、広報ふじや募集チラシを活用してサポーター募集について周知を図りました。サポーターの活動内容について、市ウェブサイトへ掲載しました。		



写真－25 生物多様性ふじサポーター登録証

【生物多様性ふじサポーターの役割】

- (1) 自主的な生物多様性保全活動の実践
- (2) 生物多様性に関する情報の発信
- (3) 市が実施する生物多様性保全に関する取組への参加・協力

(5) 重点地域

重点地域1：富士山（重点地域の範囲は、国道469号より北側）

日本最高峰を誇り、世界文化遺産にも登録されている富士山は、典型的な植生の垂直分布がみられるほか、標高に応じて様々な動物が生息しています。例えば、富士山地域のツキノワグマは生息地が他の地域から分断されているため、「まもりたい静岡県の野生生物2019-改訂版静岡県レッドデータブック（動物編）-」では「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されています。

森林による水源涵養、富士ヒノキをはじめとした木材生産など、富士山からのめぐみは私たちの暮らしや産業を支えています。最近では大淵笹場などの富士山の眺望点や、海岸部から豊かな自然を満喫できる富士山登山ルート3776など、本市の観光面でも自然資源の重要性が高まっています。

重点地域2：浮島ヶ原（重点地域の範囲は、浮島ヶ原自然公園内）

2004（平成16）年3月に静岡県が発行した「静岡県レッドデータブック」では、県内10箇所の重要生息・生育地を絞り込んでいます。その10箇所のうちの一つとして、本市の浮島ヶ原が「浮島沼の湿地」として選定されています。

浮島ヶ原のヨシ原や水田が多くの鳥類の繁殖、休眠、採餌の場所となるため、オオタカ、タゲリ、オオヨシキリをはじめ、シギ類、ワシ・タカ類など多くの鳥類がみられます。また、池沼や水路ではギンズナ、ドジョウ、ナマズなどがみられ、ミナミメダカも生息していますが、カダヤシの増加に伴い減少しています。

浮島ヶ原の湿地の一部にある浮島ヶ原自然公園は、湿地の貴重な植物群落と自然風景を保全し、身近な自然を観察できる自然公園として市が整備し、2010（平成22）年4月に開園しました。全国的に稀になったサワトラノオや絶滅危惧種のヒキノカサ、ノウルシの群落などの植物のほか、カワセミやアオサギなどの野鳥なども楽しめる自然公園です。現在は市民団体の協力を得て、市が公園を管理しています。また、市ではサワトラノオを市の天然記念物に指定し、保護しています。